

恵庭市男女共同参画審議会会議録（要旨）

【日 時】 令和6年2月8日（木） 14:00～14:40

【会 場】 恵庭市役所3階 第2・3委員会室

【出席者】

- <委 員> 本荘会長、金子副会長、本間委員、茶園委員、長太委員、
今村委員、竹本委員、安保委員
- <事務局> 広中総務部長、山本総務部次長（男女共同参画推進参与）、
北田総務課長、北口総務課主査、乙坂総務課主事
- <傍 聴> 1名

【内 容】

1. 開会

総務部長挨拶

ご多用の中お集まりいただき、また、いつもこの審議会を通じて、様々なご意見を出していただき感謝申し上げます。特に昨年の審議会においては、意見や質疑をいただきましたが、それに十分答えられず大変恥ずかしい思いをしたという記憶がある。審議会後すぐに担当と打合せを行い、今年度は実効性のある事業を行うこととし取り組んできたので、この後の議事で報告させていただく。ぜひ、忌憚のないご意見をいただきたい。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

2. 議事

（1）男女共同参画基本計画に基づく令和4年度実施事業概要書について

～資料1～4に基づき説明～

- 第2次恵庭市男女共同参画推進計画の基本目標及び重点課題、取組毎に各事業を取りまとめ、令和4年度は前年度より5事業増加し、111の事業を実施した。〔資料1参照〕
- 各部署での男女共同参画にかかる前年度実施事業について、各部署で作成した「事業管理シート」に基づき総務課で事業実施概要書を作成している。また、男女共同参画基本計画の第2次計画が策定された平成28年度からの各事業における成果と課題について、各担当部署より報告されたものを、実施概要書の事業の詳細について事業管理シートで取りまとめた。〔資料2,3参照〕
- 令和3年度と比較し、取組内容で実績のあったものや追加したのものについて、主なものをまとめた。〔資料4参照〕

≪質疑なし≫

(2) 市の附属機関における女性登用について ～資料5～9に基づき説明～

- 今年度の女性登用率については令和5年4月1日現在で30.83%だったが、附属機関設置条例の制定に伴い、該当となる附属機関を見直したことから、登用率を再集計した。その結果、30.35%と若干数値に変動があったが、いずれにしても30%を超えており、令和4年度の28.32%と比較しても、2.03ポイントの増加となった。増加の要因としては、前年と比較し改選期の附属機関にて女性委員が増加したことが挙げられる。〔資料5,6,7参照〕
- 条例に基づき、分類分けをした結果、条例制定前の附属機関102機関から110機関に増加した。〔資料8参照〕
- 「恵庭市審議会等委員への女性の登用推進要綱」にて、令和7年度末までに女性委員の登用率の目標値を40%としているが、現時点において達成できていないことから、市の各部署において、女性委員の登用推進に向け積極的な取り組みを求めていくこととしたい。〔資料9参照〕

《 質疑 》

A 委員

本審議会の女性登用率が58.3%（7人/12人中）から45.5%（5人/11人中）と下がっているが、男女共同参画を推進する審議会なので、出来るだけ下げない方がいいのではないか。

⇒本審議会は条例上、男女どちらも40%以上とすることとしており、40～60%の間で推移している。次回改選時には女性登用率が上がるよう公募等を進めていきたい。

(3) 審議会等における女性委員登用にに向けた取組みについて ～資料10に基づき説明～

- 市の審議会等の女性委員の登用率は30.35%と、目標まで届いていないことから、40%の目標の達成に向け2つの取組みを行いたいと考えている。
- 1つ目は「女性委員・公募委員の登用計画」についてである。登用計画は登用推進要綱の第4条にて計画の作成及び提出が規定されており、今年度初めに各所管にて登用率の向上に向けて、作成しているものである。そこで、事務局ではこの計画をもとに、女性委員が不足している委員、特に女性委員が一人もいない審議会については、改選期に合わせ個別にヒアリングを行い、女性委員の積極的な登用を促したいと考えている。
- 2つ目は「女性人材登録制度」の活用である。女性人材登録制度は、個人の登録に加え昨年度から市内企業・団体を対象とし、今年度新たな制度周知の取組として、昨年2月には恵庭工業クラブの会員である26企業に対して、また、8月には恵庭商工会議所の会員1,090社に対して、人材登録制度の周知を行った。その結果、現在個人19名、9団体が審議会等の委員への登用を希望

し女性人材登録台帳へ登録している。

また、今年度からは、登録者に対しても、市の審議会等の公募情報を個別で案内する取組みを始め、現在までに2名が新たに公募委員として選任された。登用率の向上に繋がるよう、引き続き取り組んでいきたい。〔資料10参照〕

《質疑なし》

(4) 恵庭市つながりサポート女性支援事業について ～資料11に基づき説明

- 本事業は様々な事情により、生活や仕事などで不安を抱える女性に対する相談や居場所づくり、経済的な理由などによる生理用品の確保が困難な方への支援をおこなうものであり、令和3年度に行った同様の事業をベースとして、コロナ感染拡大後の女性に対する支援事業として、新たな取組みも加えて実施している。事業期間は年度当初から令和6年3月15日までであり、事業費は245万7千円、内3/4については国の「地域女性活躍推進交付金」を活用している。
- 事業の実施にあたり、項目7に記載されている庁内の関係部署と受託事業者による連携や役割分担の確認のほか、事業内容の情報共有などを目的とした会議を4月に実施した。また、項目8には令和3年度に実施した事業内容との変更点や追加項目について、項目9には10月末までの各事業の実績数を記載している。〔資料11参照〕

《質疑なし》

3. その他

○審議会の任期について

本審議会委員の任期が本年4月30日までとなっておりますので、3月下旬から4月上旬に各団体の代表へ、団体からの推薦依頼するためご協力のほどよろしくお願いします。

また、公募委員についての募集も3月広報紙にて掲載予定であり、女性人材登録制度に登録されている個人や団体の皆様にも周知していきたい。

○次年度の審議会について

第2次基本計画が令和7年度末までとなっております、令和6,7年度は第3次計画策定に向けて、審議会を複数回開く予定。ご協力願います。

《質疑》

B 委員

資料をみていると、自分に身近なものでも知らない制度があり、恵庭市は様々な取組をしているのに、市民がなかなか情報をキャッチできていないのではないかと感じた。既に情報発信はしていると思うが、まだ情報が届いていない方に向けた対応が必要では。

⇒新しい情報発信の場として、2月2日恵庭市公式 LINE をリリースし、チャットボットなどを活用しながら、様々な機能を入れる予定。

また、恵庭市公式アプリ「えにわか」をダウンロードいただくと、プッシュ通知で情報をお知らせしている。ぜひ、委員の方々にも使用していただき、周知していただきたい。

C 委員

年齢によっては、メールやスマートフォンなど、電子機器の操作についていけないという人もいますので、SNS 以外での発信も必要。

以上